

## コメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方

番号	関係箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
1	第 21 条 第 1 項 第 1 号	<p>今回の改正に関わらず、名寄用顧客ファイルの記録事項について、預金保険機構の機構指定フォーマット中のファイルフォーマットの記載に従い、法人名中の支店名や電話番号中の市外局番（把握していない場合）を省略する取扱いは従前どおり認められるものと理解してよいか。</p> <p>また、名寄用顧客ファイル以外のファイルの記録事項についても、それぞれのファイルフォーマットの記載に従い、記録事項の一部を省略する取扱いは可能であると理解してよいか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
2	第 21 条 第 2 項	<p>① 金融機関が、国税通則法第 74 条の 13 の 2、同施行令第 30 条の 5 の規定にもとづき預金等について預金者等の番号を記録している場合、当該番号を名寄用顧客ファイル等に記録し、預金保険機構に提出することをもって預金保険法第 55 条の 2 第 3 項の義務を履行したものと考えてよいか。</p> <p>② 金融機関が預金者等から番号の提供を受けられず、番号を記録していない預金等については、規則第 21 条第 2 項の読み替えの対象とならないため、金融機関は名寄用顧客ファイル等に番号を記録する必要はなく、番号欄を空欄のまま預金保険機構に提出しても差し支えないものと考えてよいか。</p>	<p>① 貴見のとおりです。</p> <p>なお、金融機関が個人情報保護法の定める手続（取得、目的変更等）を適切に行っていることを前提とすると、金融機関は現行の預金保険関係法令により、国税通則法第 74 条の 13 の 2、国税通則法施行令第 30 条の 5 が求める範囲を超えて預金者等の番号を記録し、提出することを求められることはありません。</p> <p>② 貴見のとおりです。</p>
3		<p>本改正に賛成である。預金保険機構における個人情報及びマイナンバー管理について、適切になされているのであれば問題無いのではないかとと思われる。</p>	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 27 条により、預金保険機構は、特定個人情報（マイナンバーをその内容に含む個人情報をいいます。）を保護するために自らが講じる措置等を評価し、その結果を記載した書面（以下「評価書」）を公示し、広く国民の意見を求め、必要な見直しを行い、さらに当該評価書について個人情報保護委員会の承認を受けることとされています。</p> <p>このような一連の手続により、預金保険機構における特定個人情報の適切な管理が担保されるものと考えます。</p>